標題 :新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における取り扱いに関する通知等および自治労における確認項目について

発信番号:自治労情報2023第0079号

発信日付:2023年4月28日

宛先(団体):

宛先 :各県本部委員長様

送信者(団体):全日本自治団体労働組合 送信者:中央執行委員長 川本 淳

日頃のご健闘に敬意を表します。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、現在の「2類」相当から「5類」に変更されることとなり、人事院は各府省に対し、国家公務員における新型コロナウイルス感染症にかかる特別休暇や新型コロナワクチン接種を受ける場合等の職務専念義務の免除、感染防止にむけた職場における対応等に関する従前の通知等を、2023年5月7日でもって廃止する旨の通知および指令を発出しました。

また、人事院の通知等の廃止を踏まえ、総務省も各地方公共団体に対し、職場対応、特別休暇、職員採用に対応、ワクチン接種にかかる特別休暇・職務専念義務免除の取り扱いについて、通知を発出しました。 添付をご確認ください。

これらを踏まえ、添付の通り、自治労における確認項目を示しますので、県本部・単組におかれましては、取り組みの推進をよろしくお願いいたします。

特殊勤務手当関係に関する確認項目の詳細については、衛生医療評議会および社会福祉評議会までお問い合わせください。

添付ファイル:

【通知】地方公共団体における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における取扱いについて.pdf

03-1 令和5年人事院指令1-1.pdf

03-2課長通知の廃止通知.pdf

01-1(令和5年職職-133)「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」等の廃止について(通知).pdf

02(令和5年職職-132)「新型コロナウイルス感染症拡大防止における出勤困難休暇の取扱いについて」の廃止について(通知).pdf

01-3(参考2)新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について (R5.4.21閣人人322).pdf

01-2(参考1)廃止する通知.pdf

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う+医療提供体制及び公費支援の見直し等について(ポイント).pdf

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて.pdf 新型コロナウイルス感染症2類相当から5類への移行に伴う特殊勤務手当および特別休暇等の取り扱いに関する確認項目.docx